

外国人技能実習生の実習監理に係る契約書

インターネット協同組合

外国人技能実習生の実習監理に係る契約書

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という。）と、インターネット協同組合（以下「乙」という。）とは、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下「法」という。）に定める実習監理に関し、次のとおり合意する。

（目的等）

- 第1条 甲及び乙は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力の推進を目的として、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）が管轄する受入事業を共同で推進することに合意する。
- 2 甲は、乙が紹介する技能実習生又は技能実習生になろうとする者（以下併せて「技能実習生等」という。）を雇用し、甲の事業所での業務を通じて技能等の修得の機会を技能実習生に提供する。
- 3 乙は、甲と技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせん及び甲に対する技能実習の実施に関する監理（以下「本件監理」という。）を行う。

（雇用契約の締結）

第2条 甲は、技能実習生等の雇用にあたり、労働力の需給の調整の手段として行われてはならないと理解した上で、法及び同施行規則（以下「規則」という。）に基づき、技能実習生等に所定の様式にて労働条件を通知し、雇用契約を締結しなければならない。

（実習計画認定関係書類の提出）

第3条 甲は、技能実習生を受入れる前に乙の指導の下で技能実習計画認定書類を作成し、機構に提出する。また、甲は提出した計画書のとおり、技能実習生が目標とする技能修得レベルに至るよう指導し、当該実習を実施しなければならない。

（実習計画の変更・中止）

第4条 甲は、原則として、実習計画の変更又は実習期間途中で実習事業を中止することはできないものとする。ただし、やむを得ない事情により実習計画を変更又は中止する必要が認められる場合は、変更内容や事後対応等について甲乙協議し、双方合意の上、変更又は中止するものとする。

（技能実習実施の届出及び実施状況報告）

第5条 甲は、初めて技能実習計画の認定を受けた後、技能実習を開始したときには、遅滞なく、機構の地方事務所・支所の認定課に実習実施者届出書を提出しなければならない。また、甲は毎年1回、実施状況報告書を作成の上、管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に提出しなければならない。

(技能実習生への講習)

第6条 乙は、第1号技能実習生に対し、入国以前に、実習生の母国で1月以上の期間かつ160時間以上の座学講習を行い、入国直後に、日本において行う第1号技能実習の予定時間全体の12分の1以上の時間の座学講習を実施するものとする。

2 入国後の講習は、乙の責任において、講習施設及び宿泊施設を確保する。

(実習責任者・実習指導員・生活指導員の配置)

第7条 甲は、実習期間中、甲の事業所における技能実習の実施を統括する実習責任者と、技能実習生が修得しようとする技能等について5年以上の経験を有する常勤の実習指導員を必要数だけ配置するとともに、技能実習生の生活面での相談・指導に当たる生活指導員を1名以上配置しなければならない。また、上記の者は規則及び関連法令に定める欠格事由に該当しない者でなければならない。

(実習実施状況、生活状況の報告)

第8条 甲は、実習期間中、実習生に従事させた業務及び実習生に対する指導の内容を記録した日誌を含め、法及び規則に定める必要な帳簿を備え付け、日々実習の進捗状況、留意すべき事柄を記載するとともに、定期的に乙に対し実習及び生活状況について報告しなければならない。

(費用負担)

第9条 甲は、乙に対し法第28条第2項及び規則第37条に規定する監理費を支払う。監理費には、受入れる技能実習生ごとに、次に掲げる経費が含まれる。

- (1) 送出機関へ支払う経費
- (2) 本組合が日常的に行う本件監理業務に係る経費
- (3) 都度発生する必要経費(面接渡航費、入国前講習費、認定計画申請料、実習開始入国渡航費、総合保険料(無保険期間)、健康診断料、入国後講習費、講習手当、各種検定料、帰国渡航費(一時帰国を除く)等)
- (4) その他諸経費(その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用等)

2 前項各号の経費の額は実費を超えないものとし、乙は、甲に対しあらかじめ用途及び金額を明示する。

- 3 第1項第1号及び第2号の経費は、原則として月ごとの支払いとし、その計算期間は、受入れる技能実習生の入国月から帰国日の前月までとする。第1項第2号の経費の月額は、あらかじめ乙の理事会で定める。
- 4 甲は、乙に支払う監理費を技能実習生に負担させてはならない。

(技能実習生の途中帰国・一時帰国)

- 第10条 甲は、技能実習生が技能実習期間を満了せず途中帰国する場合も、前条第1項第3号の経費として、その帰国渡航費を負担する。
- 2 技能実習生が一時帰国する場合、原則として、その帰国渡航費及び再入国渡航費は当該技能実習生が負担し、甲及び乙は負担しない。
 - 3 甲は、技能実習生から一時帰国の希望が出た場合は、乙に対しその旨を報告しなければならない。この場合、乙は一時帰国が円滑になされるよう協力する。また、甲は当該実習生の再入国後14日以内に、乙に対し報告しなければならない。

(技能実習生の事故・病気)

- 第11条 甲は、実習期間中に技能実習生に係る事故・病気・犯罪などが発生した場合、直ちに乙に対しその事実を報告するとともに、乙の指示を受けて処置しなければならない。また、甲は速やかに乙に対し報告書を提出しなければならない。

(現地調査等)

- 第12条 乙は、技能実習の適正な実施及び実習生の保護について、本件監理の責任を適切に果たすため関連法令に基づき、甲に定期的に監査、訪問指導を実施し、技能実習の実施状況を把握するために必要と認めた時は、甲に対し必要事項について報告を求めるとともに、甲の実習実施場所において自ら調査を行うことができる。
- 2 甲は、乙の本件監理業務に協力し、組合員として乙の指示に服するものとする。また、甲は乙以外に、機構、入国管理局及び組合外部役員が実施する技能実習生の実習実施状況、在留状況調査等に協力しなければならない。

(技能実習生の保護)

- 第13条 甲は、技能実習を行うため、労働安全衛生法に規定する安全衛生に必要な措置を講じた技能実習施設を確保するとともに、技能実習生に対する人権侵害行為を行ってはならず、労働基準法等の法令を遵守しなければならない。
- 2 甲は、健康で文化的な生活に必要な附帯設備を備えた宿泊施設を、技能実習生に貸与しなければならない。なお、宿泊施設にWi-Fiや光回線等の通信設備が備わっている場合、技能実習生の事前の合意がない限り、甲は技能実習生に対し、当該通信設備の使用料を請求又は徴収してはならない。

- 3 乙は、講習期間中において、技能実習生に対し、講習手当等を支給する。ただし、第9条の規定によりその実費は甲が乙に支払う。
- 4 甲は、毎月、一定の期日に、技能実習生に対し、労働契約に基づく賃金を支給しなければならない。
- 5 甲は、技能実習生の技能の修得に努めるとともに、技能実習生の健康及び生活面に十分配慮しなければならない。
- 6 甲は、技能実習生に対し、次のことをしてはならない。
 - (1) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束(する手段によって実習を強制)すること。
 - (2) いかなる名目に拘わらず違約金、罰金等を定め(る契約を締結す)ること。
 - (3) 貯蓄金を管理する(契約を締結する)こと。
 - (4) 技能実習生のパスポート、在留カードを保管すること。
 - (5) 解雇その他労働関係上の不利益等を示して実習時間外の外出制限等をする事。
 - (6) 雇用条件に定められた始業・終業時刻、勤務時間、休憩時間、休日、休暇、賃金等を甲の都合で、一時的であるか否かにかかわらず、一方的に変更すること。
 - (7) 現雇用契約書よりも技能実習生に不利な契約書の変更をすること。
 - (8) 有給休暇を与えないこと。
 - (9) その他、技能実習生に対する人権侵害行為や労働基準法等法令違反をすること。

(個人情報保護)

- 第14条 甲及び乙は、本件監理に関する個人情報を厳重に管理し、不正に漏洩、開示し、又は不正に利用してはならない。
- 2 甲及び乙は、技能実習生等に係る個人情報を取得するときは、利用目的を明示し当該技能実習生等の同意を得たうえで、その利用目的を達成するために必要な範囲で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

(表明及び保証)

- 第15条 甲は、乙に対し、次の各号について表明し、保証する。
- (1) 反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないこと。
 - (2) 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
 - (3) 反社会的勢力を所属者とし、又は反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし再受託者(再受託者の代理人、媒介者を含む。)としないこと。
 - (4) 反社会的勢力が経営を支配し、又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有しないこと。

- (5) 反社会的勢力を不当に利用し、又は交際していると認められる関係を有しないこと。
- (6) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと、及び、今後行う予定がないこと。
- (7) 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行わないこと。
 - イ 暴力的な要求行為。
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為。
 - ホ 前各号に準ずる行為。
- (8) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がないこと。

(技能実習の中止及び契約の解除)

第16条 乙は、甲による技能実習実施の継続が不可能もしくは不相当と判断した場合、甲に対しその理由を通知し、本契約を解除することができる。この場合、契約解除後の処置について甲は乙の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、乙の受入事業の遂行が不可能な事態が生じた場合には、速やかに甲に対し受入事業続行不能の理由を通知しなければならない。ただし、本契約を解除するか否かについては甲と協議の上、決定することとし、契約解除後の処置について甲は乙の指示に従わなければならない。

(関係法令の遵守)

第17条 甲及び乙は、法及び規則、出入国管理及び難民認定法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等関係法令並びに本契約を遵守するとともに、監理団体及び実習実施者として責任をもって技能実習の適正な実施に努めなければならない。

- 2 甲及び乙は、本契約若しくは乙が定める外国人技能実習生共同受入事業規約に対する重大な違反がある場合又は乙からの依頼や要請に適正な理由もなく迅速に対応しないことが繰返される場合は、乙の組合除名事由となることを確認する。

(契約の有効期間)

第18条 本契約の有効期間は、本契約締結日から直近の3月31日までとする。ただし、期間満了の90日前までに甲又は乙からの更新拒絶の通知がない場合、さらに同一条件で1年間更新されるもとし、その後も同様とする。

- 2 甲が乙の組合員たる資格を失った時は、本契約は終了するものとする。
- 3 契約終了時に甲による技能実習実施が継続されている場合、その後の処置について

甲は乙の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第19条 甲及び乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 乙が、甲の責めに帰すべき事由により第三者から何らかの請求を受けるなどして損害を被った場合、又は費用の支出を行った場合、甲は乙に対して、その損害及び費用(弁護士費用を含む)を賠償するものとする。

(旧契約の失効)

第20条 本契約の成立により、甲乙間で締結していた「外国人技能実習生共同受入事業に関する実習監理委受託契約書」は失効するものとする。

(協議事項)

第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた事項については、乙が定める外国人技能実習生共同受入事業規約及び関係法令によるほか、甲乙協議のうえ解決する。

(準拠法及び合意管轄)

第22条 本契約及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠する。

2 本契約から生じる紛争については、千葉地方裁判所及び千葉簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し双方記名押印の上、甲乙各々が1通ずつ保管する。

令和 年 月 日

(甲) ○○県○○市○○町○○番○○号

○○○○株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

(乙) 千葉県千葉市若葉区中野町1000番地1

インターネット協同組合

代表理事 佐藤敏雄